国立大学法人高知大学学報発行規則

平成 16 年 4 月 1 日 規 則 第 1 9 号

最終改正 令和6年3月29日規則第91号

(目的)

第1条 国立大学法人高知大学学報(以下「学報」という。)は、本学の運営に関し必要な事項を学内に周知させるため発行する。

(登載事項)

- 第2条 学報に登載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 学内諸規則の制定、改廃に関する事項
 - (2) 人事の発令に関する事項
 - (3) 学内に通報連絡する事項
 - (4) 学事に関する事項
 - (5) その他必要な事項
- 第3条 学報に登載した事項は、公文書による通知とみなす。

(発行日)

第4条 学報は、5月、8月、11 月及び2月に発行するものとする。ただし、必要のある場合は臨時に発行し、又は発行の日を変更することができる。

(編集・発行)

第5条 学報の編集及び発行は、広報・校友課で行う。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年7月5日規則第15号)

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成 20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 20 日規則第 118 号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月22日規則第3号)

この規則は、平成27年5月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月30日規則第160号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第91号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。